

鴨川市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年12月19日

鴨川市長 長谷川 孝夫

鴨川市条例第28号

鴨川市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

鴨川市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成17年鴨川市条例第37号）の一部を次のように改正する。

別表第1消防団の部班長の項中「32,500円」を「37,000円」に改め、同部団員の項中「26,500円」を「36,500円」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。